東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成22年度 不適合管理委員会報告情報(平成23年1月19日(水)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月19日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分
 :
 該当なし

 区分
 :
 該当なし

 区分
 :
 該当なし

その他: 7 件

70)		/ 	L\$1 1.	/++ +-/
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉圧力容器胴フランジ温度記録計において、指示値不良(オーバースケール)が認められたため、 当該記録計を点検。	G	
2	1号機	海水熱交換器建屋ストームドレンサンプ(B)ポンプ(A)点検時、軸受(5個)に許容値を超える摩耗が認められたため、当該軸受を交換。	G	
3	3号機	非常用ディーゼル発電機(A)室ストームドレンサンプ点検時、同サンプに油分が認められたため、当該サンプの油を除去すると共に油の混入原因を調査。	G	
4	3号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室ストームドレンサンプ点検時、同サンプに油分が認められたため、当該サンプの油を除去すると共に油の混入原因を調査。	G	
5	4号機	原子炉格納容器漏えい率検査(測定前)において、格納容器と基準容器の均圧操作後、格納容器内の 温度変化に伴い、同容器内圧力と基準容器との圧力差が生じたため、再均圧操作後、当該漏えい検査 を実施。	G	
6	4号機	原子炉格納容器漏えい率検査において、試験用計算機の測定開始基点設定時、誤って同計算機を シャットダウンさせたため、再起動後、当該検査を実施。	G	
7	4 //\40	500kV開閉所の自動塩分測定装置点検時、超音波発信回路の絶縁抵抗値に管理値外れが認められたため、対応検討。	G	